

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0641)
処分担当名	同上
処分の名称	保健所で実施する検査等にかかる使用料等の減免申請
概要	<p>地域保健法施行令第8条において、保健所で特に費用を要する衛生上の試験・検査等を実施した場合に使用料、手数料等の徴収及び減免等についての規定がなされており、この趣旨を受け、大阪市保健所条例第2条及び第3条においても、使用料、手数料等の徴収及び減免等について規定している。</p> <p>【参考】地域保健法施行令 (使用料、手数料又は治療料の徴収) 第8条 保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、左に掲げる場合に限り、使用料、手数料又は治療料を徴収することができる。但し、被徴収者が、経済的事情により、その全部又は一部を負担することができないと認められる場合においては、その全部又は一部については、この限りではない。</p> <p>1. 特に費用を要する衛生上の試験及び検査その他の業務を行う場合 2. エックス線装置その他の試験及び検査に関する施設を利用させるため、特に費用を要する場合 3. 特に費用を要する治療を行う場合</p>
根拠法令等 及び条項	<p>地域保健法施行令第8条 大阪市保健所条例第2条・第3条 大阪市保健所条例施行規則第5条</p>
審査基準	<p>・申請者が、次の各号のいずれかに該当する者から申請があったときは、保健所条例の規定により使用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 (2) 前号に掲げる者に準ずると市長が認める者 (3) その他市長が特別の事由があると認める者</p> <p>2 前項の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、市長の指示に従い、必要な証明書を市長に提出しなければならない。</p>
標準処理期間	即時
経由日数	なし
提出先	健康局保健所管理課
提出時期	随時
提出方法	<p>生活保護を受けている者として減免を申請する場合は、生活保護適用証明書(医療扶助該当者)を保健福祉課へ提出 それ以外の場合は事由を証明する書類を提出してください。 (詳しくは相談窓口にお問い合わせください。)</p>
手数料	なし
相談窓口	健康局保健所管理課
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部こころの健康センター (06-6922-8520)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	こころの健康センターの使用料等減免
概要	市長が特別の事由があると認めるときは、こころの健康センターにおける診療費や診断書等の発行手数料を減額し、又は免除することができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市こころの健康センター条例第5条 大阪市こころの健康センター条例施行規則第5条
審査基準	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 (2) 市長が前号に準ずる状態にあると認める者 (3) その他市長が必要と認める者
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	健康局健康推進部こころの健康センター
提出時期	随時
提出方法	生活保護を受けている者として減免を申請する場合は、生活保護適用証明書を提出 それ以外の場合は事由を証明する書類を提出してください。 (詳しくは相談窓口にお問い合わせください。)
手数料	なし
相談窓口	健康局健康推進部こころの健康センター
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06-6208-9991）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	手数料の減免申請
概要	食品衛生法第26条第1項の規定に基づく食品、添加物、器具又は容器包装に係る検査に係る手数料及び営業許可の申請に係る手数料について、市長が特別の事由があると認める場合は減免することができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市食品衛生法施行条例 第11条
審査基準	市長が特別の事由があると認める場合
標準処理期間	30日
経日数	2日
提出先	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
提出時期	随時
提出方法	事由を証明する書類を添えて提出してください。 （詳しくはお問い合わせください。）
手数料	なし
相談窓口	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
ホームページ	
備考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06 - 6208 - 9996 ）
処分課（担当）名	動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）
処分の名称	特定動物の引取り申請
概 要	特定動物飼養許可を受けた者が当該特定動物を引き続き所有することができず、譲渡やその他の適正な処理ができない場合であって、それを引き取らないことにより市民の安全を損なうおそれがある場合、有償で引取ります。
根拠法令等 及び条項	大阪市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年4月1日条例第46号） 第7条
審査基準	申請者が次のいずれかに該当すること。 ア 相続により特定動物を取得した者 イ 海外へ移住する者 ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者又はこれに準ずると市長が認める者
標準処理期間	即日（ただし、実際の引取りには特定動物の引取り・収容方法により日数を要します。）
経由日数	なし
提出先	動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）
提出時期	随時
提出方法	特定動物飼養・保管変更許可申請書に添付書類及び手数料を添えて、動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）へ提出してください。
手数料	31,500円
相談窓口	動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06 - 6208 - 9996 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	手数料の減免申請
概 要	特定動物飼養許可を受けた者が当該特定動物を引き続き所有することができず、譲渡やその他の適正な処理ができない場合であって、それを引き取らないことにより市民の安全を損なうおそれがある場合、有償で引取ります。
根拠法令等 及び条項	大阪市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年4月1日条例第46号） 第13条
審査基準	市長が特別の事由があると認める場合
標準処理期間	30日
経由日数	1日
提出先	動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）
提出時期	随時
提出方法	事由を証明する書類を添えて提出してください。 （詳細は提出先にお問い合わせください。）
手数料	なし
相談窓口	動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局総務部環境科学研究センター (06-6972-9020)
処分担当名	健康局総務部環境科学研究センター
処分の名称	環境科学研究センター使用料等の減免申請
概 要	大阪市立環境科学研究センター条例では、生活保護を受けている本市住民が他保健衛生に関する試験又は検査を依頼するときなど、市長が特別な事由があると認めるときは手数料又は使用料を減免することができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市立環境科学研究センター条例第8条 大阪市立環境科学研究センター条例施行規則第11条
審査基準	◎ 次の各号に該当する場合は、手数料又は使用料が減免されます。 (1) 公費の救助を受けている者または、その保護者が保健衛生に関する試験、検査を依頼するとき (2) 市長が前号に準ずると認める者が、前号の試験検査を依頼するとき (3) 本市各局部が依頼するとき (4) その他市長が特に必要があると認めるとき
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	なし
提出先	健康局総務部環境科学研究センター
提出時期	随時
提出方法	減免申請書、添付書類を環境科学研究センターへ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	健康局総務部環境科学研究センター
ホームページ	
備 考	